## 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 31 年 1 月 31 日

東日本高速道路株式会社

◎調達機関番号　417　◎所在地番号　13

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程

（目的）

第１条　この規程は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、東日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、東日本高速道路株式会社契約規程（平成17年度規程第９号。以下「契約規程」という。）及び東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年度細則第16号。以下「契約細則」という。）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　物品等　動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第10号の２に規定するプログラムをいう。

二　特定役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービス（本規程において「建設工事」という。）に係る役務をいう。

三　調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。

四　一連の調達契約　特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

（適用範囲）

第３条　この規程は、会社が締結する調達契約であって、当該調達契約に係る契約制限価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の契約制限価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の契約制限価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、１月当たりの予定賃借料又は１月当たりの特定役務の契約制限価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

一　物品等の調達契約　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「国の特例政令」という。）第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

二　特定役務のうち建設工事の調達契約　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第３条第１項に規定する総務大臣の定める額

三　特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

四　特定役務のうち前二号以外の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

２　前項の契約制限価格は、調達契約に関し単価についてその契約制限価格が定められる場合にあっては当該契約制限価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の契約制限価格の合計額とする。

３　この規程は、第１項ただし書きに定めるもののほか、会社の営利事業の遂行のために締結する調達契約であって、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものについては、適用しない。

一　民間企業等との競争下にある営利事業の遂行のために締結する調達契約であること。

二　当該調達契約を協定の定める手続に従って行うとした場合に、次のイ又はロに掲げる理由から、営利事業自体の遂行が事実上困難となること。

イ　営利事業の目的のために迅速に調達することが必要であること。

ロ　調達手続に関する公示（公告）をした場合、商業上の秘密が公開されて、商業上の利益が失われることとなること。

（参加のための条件）

第３条の２　契約責任者（契約規程第３条第１項第１号に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。

（競争参加者の資格に関する審査等）

第４条　総務・経理本部長は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、契約細則第４条に定める競争参加資格の審査については、随時に、しなければならない。

２　前項の審査については、資格の認定を希望する者はいつでも審査を申請することができることとし、かつ、総務・経理本部長は、合理的に短い期間内に、資格の認定を希望する者に対し資格が認定されたかどうかをホームページに掲載することにより公表しなければならない。

３　総務・経理本部長は、契約細則第４条の規定により一般競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに契約細則第５条に規定する申請の時期及び方法等について、官報により公示をしなければならない。

４　総務・経理本部長は、契約細則第４条の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、指名競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。